

○明治薬科大学動物実験委員会規程

制定 平成5年9月28日

改正 平成30年3月16日

(目的)

第1条 この規程は、明治薬科大学（以下「本学」という。）における動物実験に関する諸事項を本学動物実験規程（以下「規程」という。）に従って円滑、かつ適正に実施するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要事項を定める。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

2 委員会は、その責務を遂行するため必要がある場合には、実験実施者及び管理者等に資料の提出を求めることができる。

(委員会の構成)

第3条 委員会の構成委員は、若干名とし、教授会の議を経て学長が委嘱する。

2 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者
- (4) 委員長が必要と認めた者

(委員長等)

第4条 委員長は学長が指名する。

2 副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は委員会を主催し、議長を務める。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

5 委員長は、委員の三分の一以上の要求があった場合は、委員会を召集しなければならない。

6 委員会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立する。ただし、急を要する議事は、委員の持回りによって審議し、本条第7項に準じて決することができる。

7 議事は出席委員の二分の一以上の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

8 委員会は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を徴することができる。

できる。

(委員の任期)

第5条 学長は第3条に掲げる者を委員に任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(実験室設置承認申請書及び承認)

第6条 動物実験規定第15条に基づく飼養保管施設以外における、実験室設置の申請及び承認は、所定の様式「実験室設置承認申請書」によるものとする。

(担当事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が定める。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、規程の施行に当たって必要な細部事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成5年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。